



補助54号線・世区街10号線 ニュース NO.7

“都市計画道路事業 補助第54号線及び世田谷区画街路第10号線”の
事業期間に関するお知らせ

～平成33年度中の完成を目指します～

発行：平成27年4月13日

編集：世田谷区 道路整備部 交通広場整備担当課

陽春の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、世田谷区の道路整備行政に、ご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、都市計画道路補助第54号線及び世田谷区画街路第10号線につきましては、平成18年10月18日に東京都知事より都市計画道路事業の認可を受け、皆様のご理解、ご協力をいただきながら平成27年3月31日の完成を目指し取り組んでまいりました。

しかしながら、本都市計画道路事業は用地取得に時間を要していることに加え、小田急線連続立体交差事業の期間延伸に伴い、道路築造の着手が遅れ、当初計画期間内の事業完了が見込めなくなったことから、事業期間延伸の手続きを進めてまいりました。

このたび、東京都知事より事業計画変更認可を受け、事業施行期間を延伸したことを、お知らせいたします。

今後、平成33年度中の完成を目指して、本都市計画道路事業に取り組んでまいります。

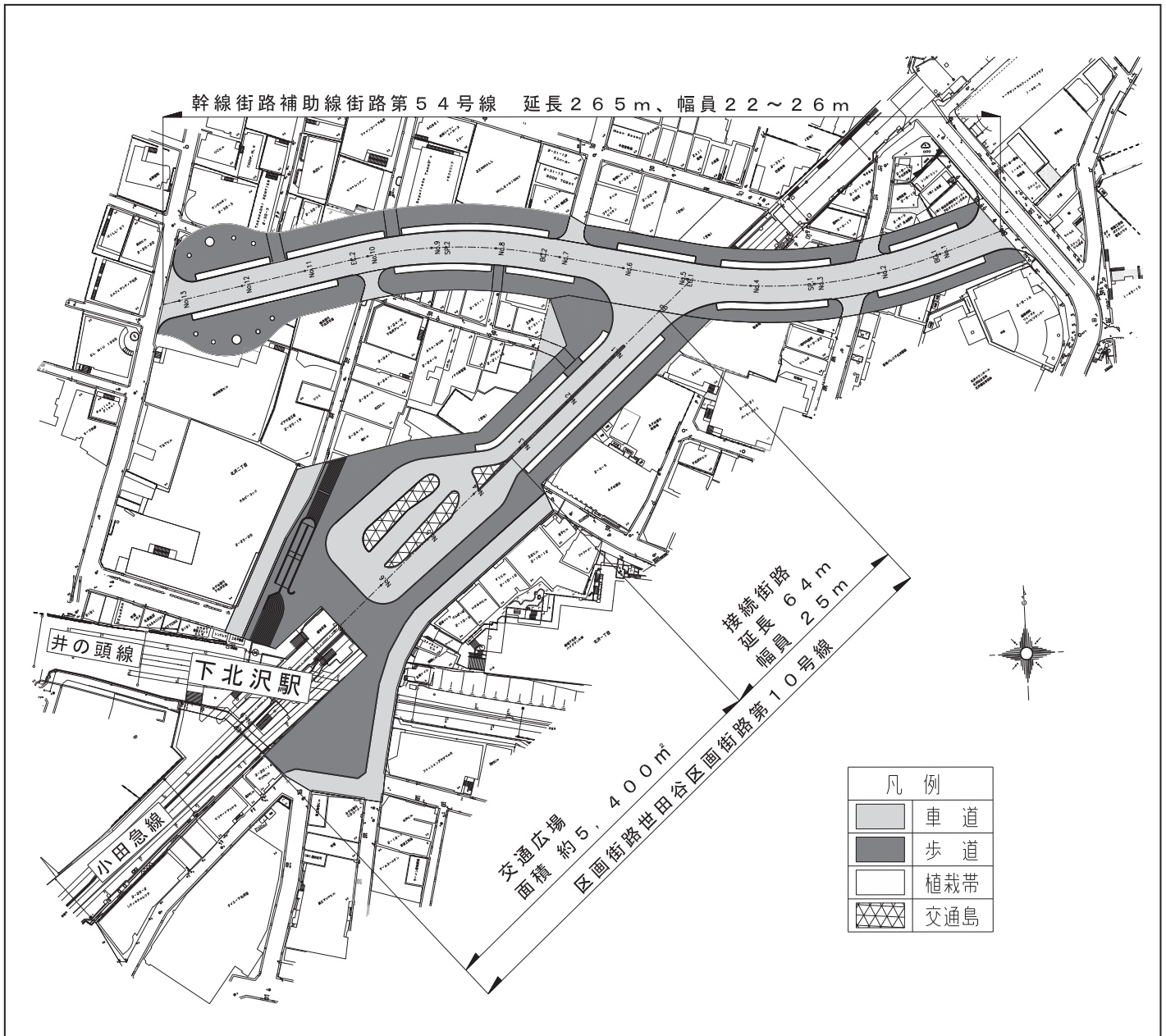
皆様の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 都市計画道路事業の概要

(1) 都市計画道路事業の認可

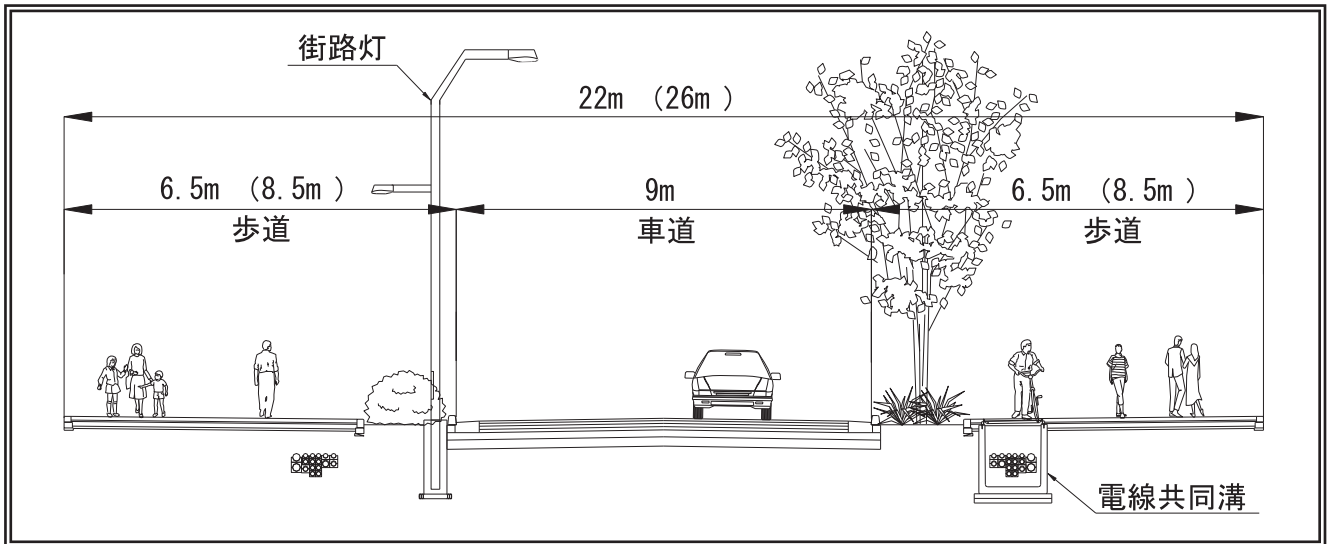
- ・事業の名称 : 幹線街路補助線街路第54号線及び区画街路世田谷区画街路第10号線
- ・事業認可日 : (当初)平成18年10月18日 東京都告示第1437号
(変更)平成27年3月17日 東京都告示第419号
- ・事業施行期間 : 平成18年10月18日から平成34年3月31日まで

(2) 事業平面図



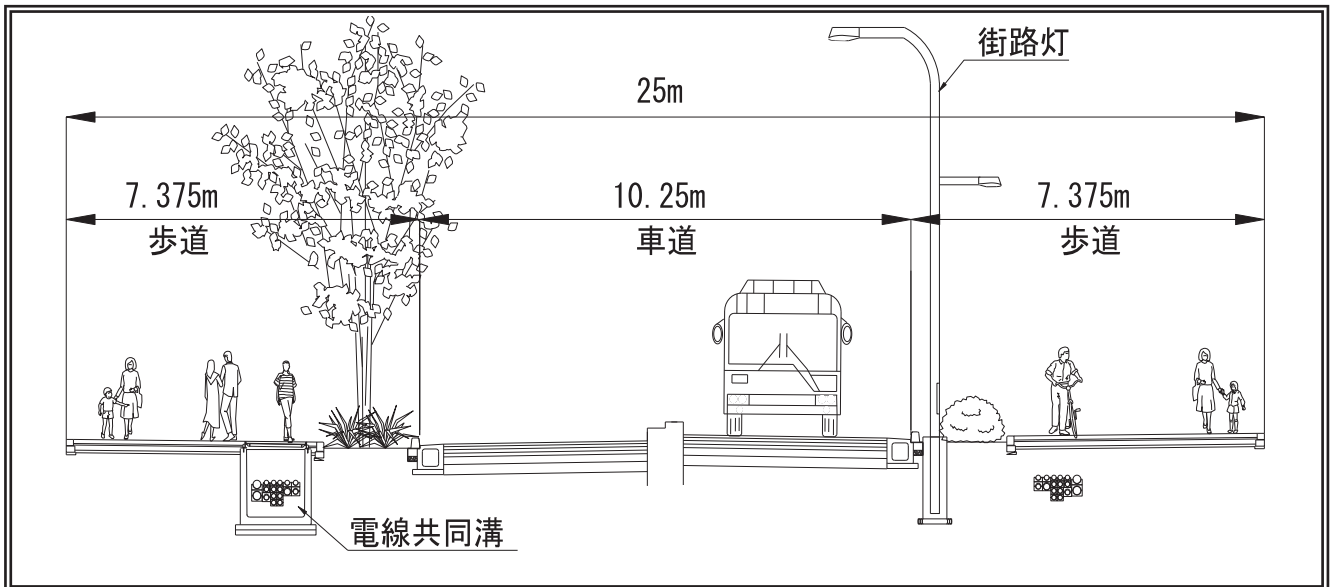
世田谷区画街路第10号線(以下、「世区街10号線」と表記します。)の交通広場は、補助線街路第54号線(以下、「補助54号線」と表記します。)から車両の出入りを行い、広場内にはバスの乗降場、タクシー乗り場等の設置を予定しています。

(3) 補助54号線の標準横断面図



歩道内には、植樹帯、電線共同溝等を配置し、快適で安全な歩行空間を創出します。また、自転車通行空間の整備を目指します。

(4) 世区街10号線の標準横断面図(街路部分)



※(3)(4)に掲載した図面は、事業認可図をもとに、標準的な配置を示したものです。植栽帯などの配置については、現在行われている“下北沢駅周辺都市計画道路整備ワークショップ”の結果も踏まえ今後検討を進めていきます。(ワークショップについては4ページをご覧ください。)

2. 事業スケジュールについて

	年 度															
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
用地交渉・用地取得																
整備ワークショップ																
築造工事																

※上記スケジュールは、各工程をおおまかに表示したものです。

3. 都市計画道路事業の認可による制限等

都市計画道路事業の認可により、下記のとおり、事業地内の土地建物等について、都市計画法等による制限等が発生することになります。

(建築等の制限)

- 都市計画法65条の規定により、平成18年10月18日以降、世田谷区長(東京都の建築主事の確認対象となる建築物については東京都知事)の許可を受けなければ、事業執行の障害となる恐れがある土地の形質の変更、建築その他工作物の建設を行い、または移動の容易でない物件の設置もしくは堆積を行うことができません。

(有償譲渡の届出)

- 都市計画法67条の規定により、平成18年11月6日以降、事業地内の土地建物等を世田谷区(施行者)以外の者に有償譲渡しようとする方は、その土地建物等の予定対価の額及び譲り渡そうとする相手方、その他決められた事項を、あらかじめ書面をもって世田谷区に届けていただくこととなります。

(土地収用法の適用)

- 都市計画法69条の規定により、土地収用法が適用されることとなります。
- 事業地の土地価格が、平成18年10月18日から、毎年固定されることとなります。
- 土地所有者及び土地に関する関係人の方(抵当権者などは除く)は、世田谷区(起業者)に対して、裁決申請の請求、補償金の支払い請求を行うことができます。
- 土地や物件について権利をお持ちの方は、世田谷区(起業者)から東京都収用委員会へ裁決申請がされ、かつ、明渡裁決の申立てがされていない場合には、東京都収用委員会への明渡裁決の申立てを行うことができます。

4. 補助54号線と世区街10号線の道路整備ワークショップを進めています

～「下北沢」ならではの道路空間とするために～

平成26年度から27年度にかけて、道路の整備と利活用や運営に向けたワークショップを開催しています。このワークショップは、下北沢駅周辺に新たに整備する都市計画道路について、道路空間でどのような活動や利用ができるか、またそのためにはどのように整備を行うかについて、皆様に考えていただき、できる限り設計に反映していくことを目的としています。

ワークショップの詳細は「下北沢駅周辺都市計画道路(補助第54号線及び世区街第10号線)整備ワークショップニュース」をご覧ください。

ワークショップに関する世田谷区ホームページ

<http://www.city.setagaya.lg.jp/event/1996/d00134587.html>

世田谷区 道路 ワークショップ

検索



お問い合わせ先: 世田谷区 道路整備部 交通広場整備担当課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27(区役所城山分庁舎3階)

電話番号 03-5432-2547 ファクシミリ 03-5432-3067

補助54号線・世区街10号線に関する世田谷区ホームページ

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/124/379/381/d00014356.html>

世田谷区 補助54号線

検索